特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	国民健康保険資格管理・給付・保健事業等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿南市は、国民健康保険資格管理・給付・保健事業等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険資格管理・給付・保健事業等に関する事務では、その事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約内容に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

徳島県阿南市長

公表日

令和5年9月19日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

法令上の根拠

	- Dell 机ミ市 攻
1. 特定個人情報ファイルを	
①事務の名称	国民健康保険資格管理・給付・保健事業等に関する事務
②事務の概要	国民健康保険とは、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。 国民健康保険は、市区町村の保有する住民に関する情報(住民基本台帳)に基づき地域住民を対象とする地域保険であると同時に、他の医療保険に加入しない住民が最終的に加入する強制保険でもある。 阿南市は、国民健康保険法の定めるところにより、国民健康保険資格管理・給付・保険事業等に関する事業を行う。 阿南市は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。[資格] ①住民票登録異動、社会保険資格の得喪等に伴う被保険者資格の管理②被保険者証・高齢受給者証等の交付 ③限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等の申請受理及び交付(4/オンライン資格確認等の業務【保険給付】 ①療養費の申請受理及び支給②高額療養費・高額介護合算療養費の申請受理及び支給②高額療養費・高額介護合算療養費の申請受理及び支給③第二当利得事務 ④出度育児一時金・葬祭費の支給 ⑤節療(調剤)報酬等請求の支払事務 ⑧国民健康保険の給付申請があった被保険者の公金受取口座情報を、本人の同意に基づいて、情報照会により取得する。【保健事業】 ①国民健康保険被保険者の健康の保持促進に関する事務番号法別表第2に基づいて、阿南市は、国民健康保険資格管理・給付・保健事業等に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供ホットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供ホットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供ホットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供ホットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供ホットワークシステムへ登録する。
③システムの名称	 1 国民健康保険(資格)システム 2 国民健康保険(給付)システム 3 番号連携サーバ 4 中間サーバ 5 国保総合システム、国保情報集約システム 6 医療保険者向け中間サーバ等
2. 特定個人情報ファイル名	
・国民健康保険資格情報ファイ・国民健康保険給付情報ファイ・被保険者台帳情報ファイル	ال
3. 個人番号の利用	

番号法第9条第1項及び別表第1の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定

める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワーク					
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109及び120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3 (別表第2における情報照会の根拠)別表第2の42及び43の項別表第2省令第25条及び第25条の2 オンライン資格確認等の業務番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項				
5. 評価実施機関におけ	ける担当部署				
①部署	保健福祉部 保険年金課				
②所属長の役職名	保険年金課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開え					
請求先	阿南市総務部総務課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-3804				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	阿南市保健福祉部保険年金課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-1118				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	15年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		15年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類							
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書					
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(*	青報提供ネットワークシスラ	テムを通じた入手を	徐く。)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの)取扱いの委託		[]委託しない					
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	クシステムを通じた提	供を除く。) []提供・移転しない					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]	接続しない(入手) []接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・済	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
8. 監査								
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査					
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5評価実施期間 における担当部署	課長 宮田 俊子	課長 吉積 和己	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1 国民健康保険(資格)システム 2 国民健康保険(給付)システム 3 番号連携サーバ 4 中間サーバ	1 国民健康保険(資格)システム 2 国民健康保険(給付)システム 3 番号連携サーバ 4 中間サーバ 5 次期国保総合システム、国保情報集約システム	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 7特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求	阿南市企画部行政情報課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町1 2番地3 電話 0884-28-9885	阿南市総務部総務課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町1 2番地3 電話 0884-22-3804	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関 における担当部署	課長 吉積 和己	課長 荒井 啓之	事後	
平成29年6月8日	I 関連情報 4情報提供ネット ワークによる情報連携 ②法令 上の根拠	第2条第2号、第3号、第5号、第6号、第7号及 び第12号、第3条第2号、第3号、第5号、第6 号、第7号及び第8号	第2条第3号、第4号、第7号、第8号、第9号及 び第13号、第3条第4号、第5号、第8号、第9 号、第10号及び第11号	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関 における担当部署	課長 荒井 啓之	課長 吉岡 泰香	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関 における担当部署	課長 吉岡 泰香	保険年金課長	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
令和1年11月1日	I 関連情報 4情報提供ネット ワークによる情報連携 ②法令 上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 別表第201、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、97 及び106の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用に関する法律別表第2の主務省 で定める事務及び情報を定める命令(平成2 6年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省 令1という。)第1条、第2条第3号、第4号、第7 号、第8号、第9号及び第13号、第3条第4号、第5 号、第6号、第9号及び第13号、第3条第4号、第5号、第6号、第6号、第10号及び第11号、第4号等,第5号、第4号、第5号、第4号、第5号、第4号、第5号、第4号、第4号、第4号、第5号、第4号、第4号、第5号、第4号、第4号、第5号、第4号、第5号、第4号、第5号、第4号、第5号、第5号、第4号、第5号、第5号、第5号、第5号、第5号、第5号、第5号、第5号、第5号、第5	(別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、2 2、26、27、30、33、39、42、58、62、80、 87、93、97、106、109及び120の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用に関する法律別表第2の主務省 令で定める事務及び情報を定める命令(平成2 6年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省 今1という。)第1条、第2条、第3条、第4条、第 5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12 条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の 2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33 条、第43条、第44条、第49条、第 3条、第5条、第5条、第5条、第 3条、第5条の2及び第59条の3 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2042及び43の項 別表第2省令第25条及び第25条の2	事後	
令和2年10月22日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務②事 務の概要	国民健康保険とは、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。 国民健康保険は、市区町村の保有する住民に関する情報(住民基本台帳)に基づき地域住民を対象をする地域保険であると同時に、他の医療保険に加入しない住民が最終的に加入する強制保険でもある。阿南市は、国民健康保険済格管理・給付に関する。阿南市は、国民健康保険済格管理・給付に関するより、国民健康保険資格管理・総付に関するまけ、国民健康保険資格管理・総付に関するまずに関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。以下「番号法」という。)の規定ではい、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。【資格】 ①住民票登録異動、社会保険資格の得喪等に伴う被保険者資格の管理2被保険者証・高齢受給者証等の交付。③限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等の申請受理及び交付	国民健康保険とは、国民健康保険法(昭和3 3年法律第192号)に基づき、被保険者の疾病、 負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付 を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与 することを目的とする。 国民健康保険は、市区町村の保有する住民 に関する情報(住民基本台帳)に基づき地域住 民を対象とする地域保険であると同時に、他の 医療保険に加入しない住民が最終的に加入する強 るる。 阿南市は、国民健康保険法の定めるところに より、国民健康保険資格管理・給付に関する事 業を行う。 阿南市は、国民健康保険法及び行政手続に より、国民健康保険資格管理・給付に関する事 業を行う。 阿南市は、国民健康保険法及び行政手続に おける特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律(平成25年法律第27号。以 下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人 情報を以下の事務で取り扱う。 【資格】 ①住民票登録異動、社会保険資格の得喪等 に伴う被保険者節・高齢受給者証等の交付 ③限度額適用認定証、特定疾病療養受療証 等の申請受理及び交付 ④オンライン資格確認等の準備業務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月22日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務②事 務の概要	【保険給付】 ①療養費の申請受理及び支給 ②高額療養費・高額介護合算療養費の申請 受理及び支給 ③不当利得事務 ④出産育児一時金・葬祭費の支給 ⑤診療(調剤)報酬明細書等の点検事務 ⑦診療(調剤)報酬等請求の支払事務 番号法別表第2に基づいて、阿南市は、国民健康保険資格管理・給付に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーシステムへ登録する。	【保険給付】 ①療養費の申請受理及び支給 ②高額療養費・高額介護合算療養費の申請 受理及び支給 ③不当利得事務 ④出産育児一時金・葬祭費の支給 ⑤節療(調剤)報酬明細書等の点検事務 ⑦診療(調剤)報酬等請求の支払事務 番号法別表第2に基づいて、阿南市は、国民健康保険資格管理・給付に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報連携を行う。情報提供の情報を同じ、情報連携を行う。情報として、「自動として中間サーバーシステムへ登録する。	事後	
令和2年10月22日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務③シス テムの名称	1 国民健康保険(資格)システム 2 国民健康保険(給付)システム 3 番号連携サーバ 4 中間サーバ 5 次期国保総合システム、国保情報集約システム	1 国民健康保険(資格)システム 2 国民健康保険(給付)システム 3 番号連携サーバ 4 中間サーバ 5 国保総合システム、国保情報集約システム 6 医療保険者向け中間サーバ等	事後	
令和2年10月22日	I 関連情報 3個人番号の利 用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の30の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第1の主務 省合で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号)第24条第1号、第2号、 第3号、第4号及び第5号	番号法第9条第1項及び別表第1の30の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第1の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号)第24条第1号、第2号、 第3号、第4号及び第5号 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2 項	事後	
令和2年10月22日	I 関連情報 4情報提供ネット ワークによる情報連携 ②法令 上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠)別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、2、2、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、97、106、109及び120の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省6年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省6年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省6年内閣府・総務省令第5条、第3条、第4条、第12条の3、第15条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第10条の第2条、第24条の2、第25条、第31条の2、第3条、第43条、第49条、第49条、第43条、第44条、第46条、第49条、第3条、第55条の2及び第59条の3(別表第2における情報照会の根拠)別表第2における情報照会の根拠)別表第2における情報照会の根拠)別表第2の42及び43の項別表第26の42及び第25条の2	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠)別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、2、2、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、97、106、109及び120の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第55条の2及び第59条の3 (別表第2における情報照会の根拠)別表第2の42及び43の項別表第2の42及び43の項別表第2の42及び43の項別表第2省会第25条及び第25条の2 オンライン資格確認等の準備業務番号法的関第6条等4項	事後	
令和2年10月22日	Ⅱしきい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年10月1日	事後	
令和2年10月22日	II しきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年10月1日	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 4情報提供ネット ワークによる情報連携 ②法令 上の根拠	2、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、97、106、109及び120の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用に関する法律別表第2の主務省 令で定める事務及び情報を定める命令(平成2 6年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省 令」という。)第1条、第2条、第3条、第4条、第 5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12	6年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省 令」という。)第1条、第2条、第3条、第4条、第	事後	
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	事務の名称	国民健康保険資格管理・給付に関する事務	国民健康保険資格管理・給付・保健事業等に 関する事務	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務②事 務の概要	阿南市は、国民健康保険法の定めるところにより、国民健康保険資格管理・給付に関する事業を行う【資格】 ①住民票登録異動、社会保険資格の得要等に伴う被保険者資格の管理 ②被保険者直部高部受給者証等の交付 ③限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等の申請受理及び支付 (4)オンライン資格確認等の準備業務 【保険給付】 ①療養費の申請受理及び支給 ②高額療養費。高額介護合算療養費の申請受理及び支給 ②高額療養費。高額介護合算療養費の申請受理及び支給 ②高額療養費。高額介護合算療養費の申請受理及び支給 ⑤診療(調剤)報酬等請求の支給 ⑤診療(調剤)報酬等請求の支払事務 番号法別表第2に基づいて、阿南市は、国民健康保険資格管理・給付に関する事務においる情報提供ネットワークシステムに接続して、情報提供ネットワークシステムに接続して「情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーシステムへ登録する	阿南市は、国民健康保険法の定めるところにより、国民健康保険資格管理・給付・保健事業等 「資格】 ①住民票登録異動、社会保険資格の得喪等に (学う破保険者資格の管理 ②被保険者資格の管理 ②被保険者直路・高齢受給者証等の交付 ③限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等 ②本でのでする。 (保険給付) ①療養費の申請受理及び支給 ②高額療養費・高額介護合算療養費の申請受理及び交付 ③不当とのです。 ②高額療養費・高額介護合算療養費の申請受理及び交付 ③不当との事務 ④出定育児一時金・葬祭費の支給 ⑤第三者行為求償事務 ④出産育児一時金・葬祭費の支給 ⑥節療(調剤)報酬明細書等の点検事務 ⑦診療(調剤)報酬明細書等の点検事務 「診療(調剤)報酬明細書等の点検事務 「定健事業」 「国民健康保険被保険者の健康の保持増進に関する事務 番号法別表第2に基づいて、阿南市は、国る事務 番号法別表第2に基づいて、傾南市は関する事務 番号法別表第2に基づいて、情報提供之必要な「情報提供ネットワーウシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報にいて情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーシステムへ 登録する	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 2 特定個人情報ファイル名	・国民健康保険資格情報ファイル ・国民健康保険給付情報ファイル	・国民健康保険資格情報ファイル ・国民健康保険給付情報ファイル ・被保険者台帳情報ファイル	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 3 個人番号の 利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の30の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第1の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号)第24条第1号、第2号、 第3号、第4号及び第5号 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	番号法第9条第1項及び別表第1の3の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第1の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号)第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 4情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	オンライン資格確認等の準備業務	オンライン資格確認等の業務	事後	
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	評価書名	国民健康保険資格管理・給付に関する事務 基礎項目書	国民健康保険資格管理・給付・保健事業等に 関する事務 基礎項目書	事後	
令和5年4月1日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護宣言	阿南市は、国民健康保険資格管理・給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のブライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	阿南市は、国民健康保険資格管理・給付・保健 事業等に関する事務における特定個人情報 ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが、個 人のブライバシー等の権利利益に影響を及ぼ しかねないことを認識し、特定個人情報の漏え いその他の事態を発生させるリスクを軽減させ るために適切な措置を講じ、個人のブライバ シー等の権利利益の保護に取り組んでいること を宣言する。	事後	
令和5年4月1日	特記事項	国民健康保険資格管理・給付に関する事務では、その事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約内容に含めることで万全を期している。	国民健康保険資格管理・給付・保健事業等に 関する事務では、その事務の一部を外部業者 に委託しているため、業者選定の際に業者の 情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持 に関しても契約内容に含めることで万全を期し ている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月4日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務②事 務の概要	阿南市は、国民健康保険法の定めるところにより、国民健康保険資格管理・給付・保健事業等に関する事務を行う 【資格】 ①住民票登録異動、社会保険資格の得喪等に伴う被保険者直絡の管理 ②被保険者直絡の管理 ②被保険者直絡の管理 ②被保険者証・高齢受給者証等の交付 ③限度憩適用認定証、特定疾病療養受療証等の申請受理及び交付 ④オンライン資格確認等の業務 【保険給付】 ①療養費の申請受理及び支給 ②高額療養費・高額介護合算療養費の申請受理及び支付 ③不当局保験資格の主請受理及び支給 ⑤診療(調剤)報酬明細書等の点検事務 ⑥診療(調剤)報酬明細書等の点検事務 ⑦診療(調剤)報酬明細書等の点検事務 ⑦診療(調剤)報酬等請求の支払事務 【保健事業】 ①国民健康保険被保険者の健康の保持増進に関する事務 「たばり表別表第2に基づいて、阿南市は、国民健康保険資格管理・給付・保健事業に関する事務において、情報提供表か「フークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定に以来ないて、情報提供表で行う。情報提供に必要な情報と同いに情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーシステムへ登録する	阿南市は、国民健康保険法の定めるところにより、国民健康保険資格管理・給付・保健事業等に関する事務を行う 【資格】 ①住民票登録異動、社会保険資格の得喪等に伴う被保険者資格の管理 ②被保険者直用認定証、特定疾病療養受療証等の申請受理及び交付 ③限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等の申請受理及び交付 ④オンライン資格確認等の業務 【保険給付】 【療養費の申請受理及び支給 ②高額療養費・高額介護合算療養費の申請受理及び交付 ③不当有傷力等。有額別報酬明細書等の点検事務 ①診療(調剤)報酬明細書等の点検事務 ⑥診療(調剤)報酬明細書等の点検事務 ⑥診療(調剤)報酬明細書等の点接事務 ⑥診療(調剤)報酬明細書等の点接事務 ⑥診療(調剤)報酬明細書等の点接事務 ⑦診療(調剤)報酬明細書等の点接事務 ⑥診療(調剤)報酬明細書等の点接事務 ⑥診療(調剤)報酬明細書等の点接事務 ⑥診療(調剤)報酬明細書等の点接事務 ⑦診療(調剤)報酬明細書等の点接事務 ⑥診療(調剤)報酬明知書等の点接事務 ⑥診療(調剤)報酬明知書等の点接事務 ⑥診療(調剤)報酬明知書等の点接事務 ⑥診療(調剤)報酬明知書等の点接事務 ⑥診療(調剤)報酬明知書等の点接事務 ⑥診療(調剤)報酬明知書等 ⑥診療(調剤)報酬明知書等 ⑥診療(調剤)報酬明書等 ⑥診療(調剤)報酬明書等 ⑥診療(調剤)報酬明書等 ⑥診療(調剤)報酬明書等 ⑥診療(調剤)報酬明書等 ⑥診療(調剤)報酬明書等 ⑥診療(調剤)報酬明書等 ⑥診療(調剤)報酬明書等 ⑥診療(調剤)報酬明書等 ⑥診療(調剤)報酬明書等 ⑥診療(調剤)報酬明書等 ⑥診療(調剤)報酬明書等 ⑥診療(調剤)報酬明書等 ⑥診療(調剤)報酬用書。 ⑥診療(調剤)報酬用書。 ⑥診療(調剤)報酬用書。	事前	
令和5年9月4日	I関連情報 3 個人番号の 利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の30の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第1の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号)第24条第1号、第2号、 第3号、第4号及び第5号 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	番号法第9条第1項及び別表第1の30の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事前	